

## 5 事業者の業務管理体制の整備について

障害者自立支援法等の一部改正により、新たに障害福祉サービス事業者等に業務管理体制の整備及び届出が義務づけられるとともに、国、都道府県及び市町村に当該事業者の本部等への立入権限が付与された。

この業務管理体制の整備及び届出については、平成24年4月1日から施行することとしている。

### (1) 業務管理体制の整備及び届出

業務管理体制の整備及び届出については、①法人単位での事業者情報がないこと、②事業者の事業規模により整備すべき業務管理体制の内容が異なること、③指定事業所等の事業展開地域により届出先（国、都道府県、市町村）が異なることから、全国的事業者単位でのデータ管理が必要となる。

このため、国においてシステム整備（平成24年10月稼働予定）を行い、全国データを管理する予定である。

また、システムが稼働するまでの間においては、国・都道府県・市町村で、業務管理体制に関する届出状況管理などの業務に活用するため、暫定版事業者データを作成する予定である。

システムでのデータ管理や暫定版事業者データの作成にあたっては、データの確認など、都道府県に作業を行っていただくこととなるが、ご協力をお願いする。

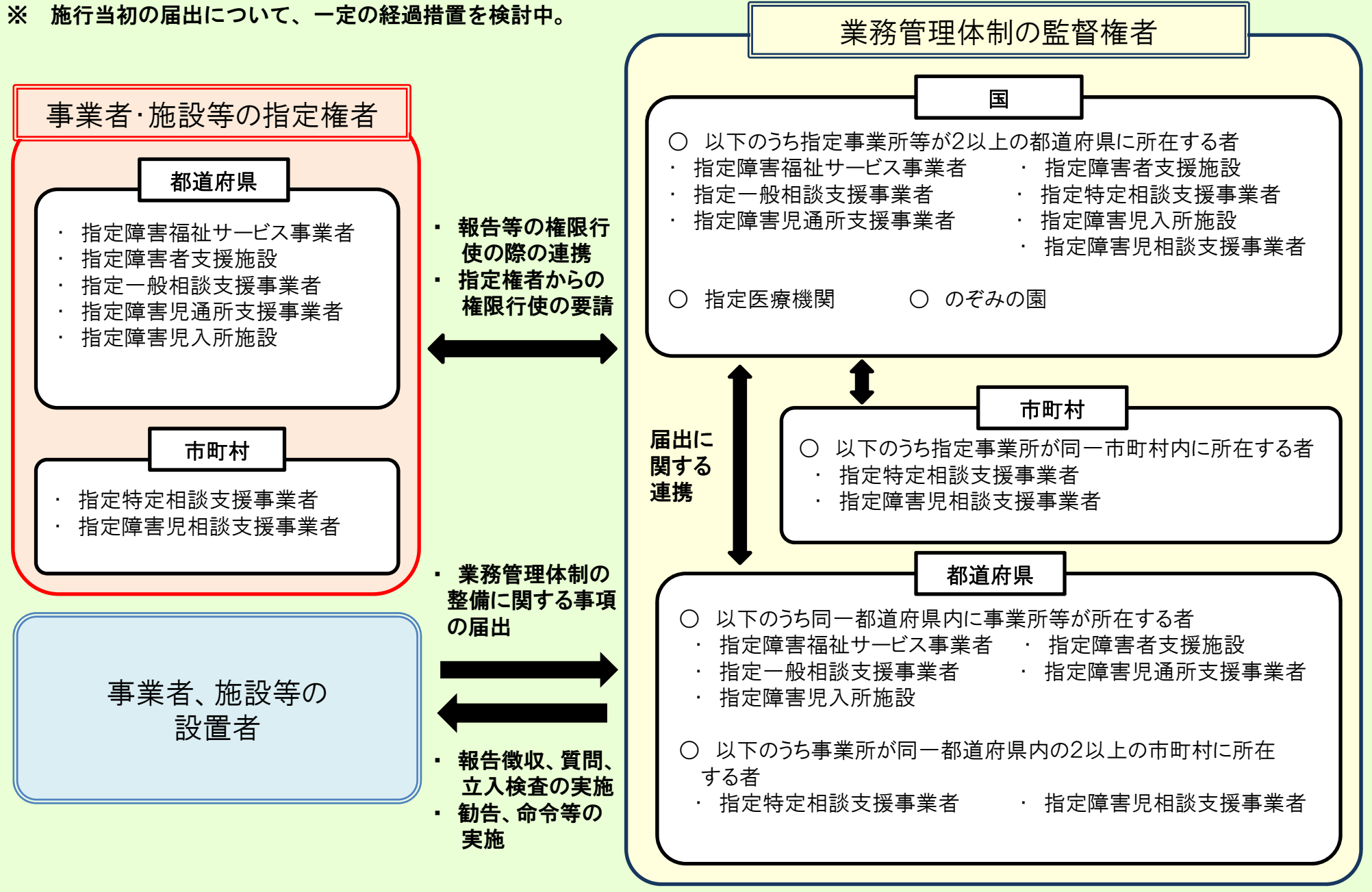
### (2) 事業者の業務管理体制における監督体制について

障害福祉サービス事業者等における業務管理体制が適正に整備され、制度が適切に運用されるためには、国（本省又は各地方厚生局）、都道府県及び市町村において、事業者等への業務管理体制の整備・運営状況に対する適切な監督・助言を実施する必要がある。

このため、都道府県等におかれては平成24年4月以降の障害福祉サービス事業者等からの届出業務に関する的確な指導・助言を実施されるとともに、別添資料の内容を参考とし、業務管理の監督体制を整備していただき、指導監督業務の円滑な実施が図られるようお願いする。

# 事業者の業務管理体制の監督体制

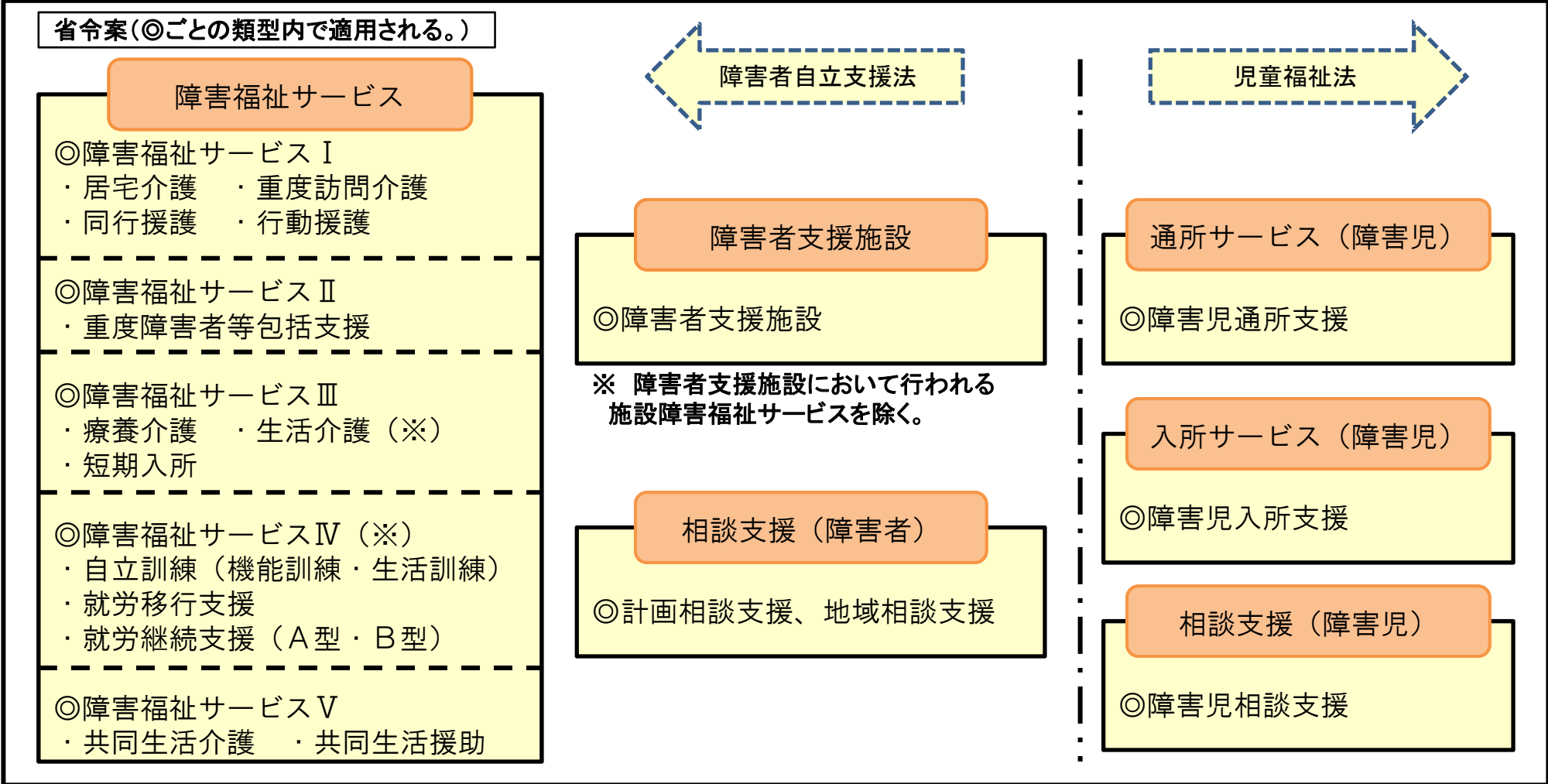
※ 施行当初の届出について、一定の経過措置を検討中。



# 密接な関係を有する者に関するサービス類型案

○ 指定の取消しを受けた事業者が、グループ内の他の事業者へ事業譲渡等して実質的に処分を逃れるといった行為を防止することが必要。  
 → 指定に係る申請者と密接な関係を有する者が指定の取消しを受けた場合を、指定・更新の欠格事由に追加。 法

※ 指定・更新が拒否されるのは、指定の取消しを受けた密接な関係を有する者が、同じサービス類型(下図参照)の指定を受けている場合に限る。



# 業務管理体制の整備に係る届出(案)

対象の事業者	届出する事項
全ての事業者	事業者の名称又は氏名及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
全ての事業者	法令遵守責任者の氏名及び生年月日
指定の事業所・施設数が20以上の事業者	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
指定の事業所・施設数が100以上の事業者	業務執行の状況の監査の方法の概要



## 【届出先区分】

指定事業所等が二以上の都道府県に所在する者、指定医療機関又はのぞみの園

① 三以上の地方厚生局管轄区域に所在する者

② 二の地方厚生局管轄区域(この場合、所在する者の主たる事業展開地域を管轄する地方厚生局)及び当該地方厚生局管轄区域に所在する者

次のうち事業所が同一の市町村内に所在する者

- ・指定特定相談支援事業者
- ・指定障害児相談支援事業者

上記以外の者

## 【届出先】

厚生労働省  
障害保健福祉部

地方厚生局

市町村

都道府県

# 業務管理体制の整備に係る届出の事務処理(案)

## 届出先機関

### 【国】

指定事業所等が二以上の都道府県に所在する者、  
指定医療機関又はのぞみの園

#### 厚生労働本省

・三以上の地方厚生局管轄区域に所在する者

#### 地方厚生局

二の厚生局管轄区域(この場合、所在する者の主たる事業展開地域を管轄する厚生局)及び当該厚生局管轄区域に所在する者

### 【市町村】

次のうち事業所が同一の市町村内に所在する者  
・指定特定相談支援事業所  
・指定障害児相談支援事業者

### 【都道府県】

上記以外の者

### 業務管理体制データ管理システム



※システム稼働までの間は、各届出先機関毎の暫定データを届出管理表として使用する予定(システム稼働時にデータ移管する)。

### 【届出受領処理】

- 1 事業者の届出事項確認(データ内容、届出先、書類)
- 2 届出済みチェックの入力
- 3 法令遵守責任者名の入力
- 4 事業者(法人)番号の入力

届

出

障害福祉サービス事業者(法人)  
業務管理体制の整備

業務管理体制の運用

国・都道府県・市町村による業務管理体制の監督

## 業務管理体制の整備に係るスケジュール(予定)

①事業所データの収集、厚生労働省での名寄せ作業 11月～12月

- ・厚生労働省が各都道府県の事業所データを収集
- ・事業者名、事業者住所等により名寄せを実施

②①で集計したデータの都道府県への送付、内容確認 1月～2月

- ・都道府県において、事業所データの漏れ等のチェック

③関係通知等発出 3月

- ・5月～9月の暫定期間中の留意点
- ・システム概要
- ・②に基づき作成した届出管理表

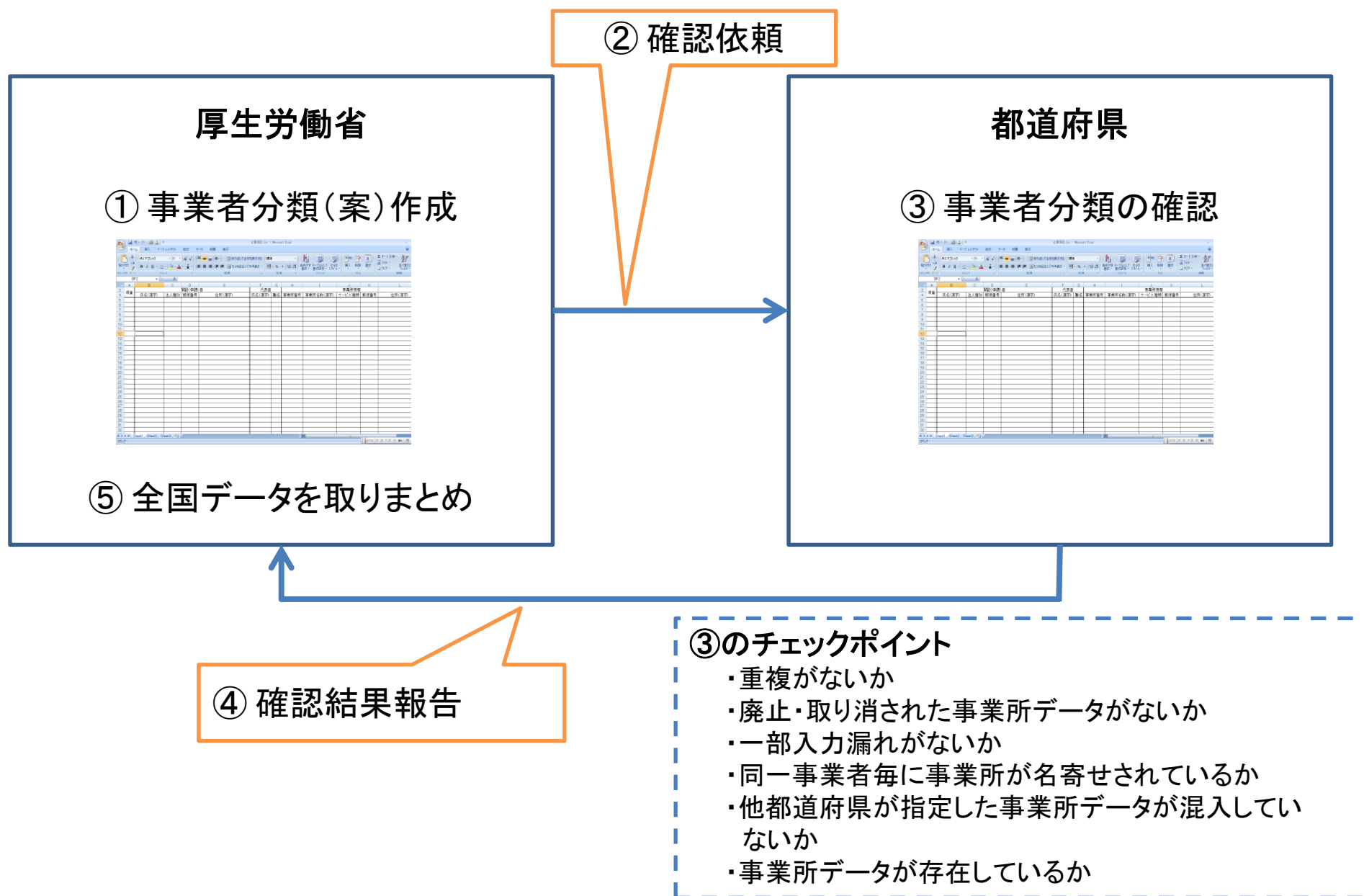
④システム開発 5月～9月

暫定期間(法施行からシステム運用開始までの間)

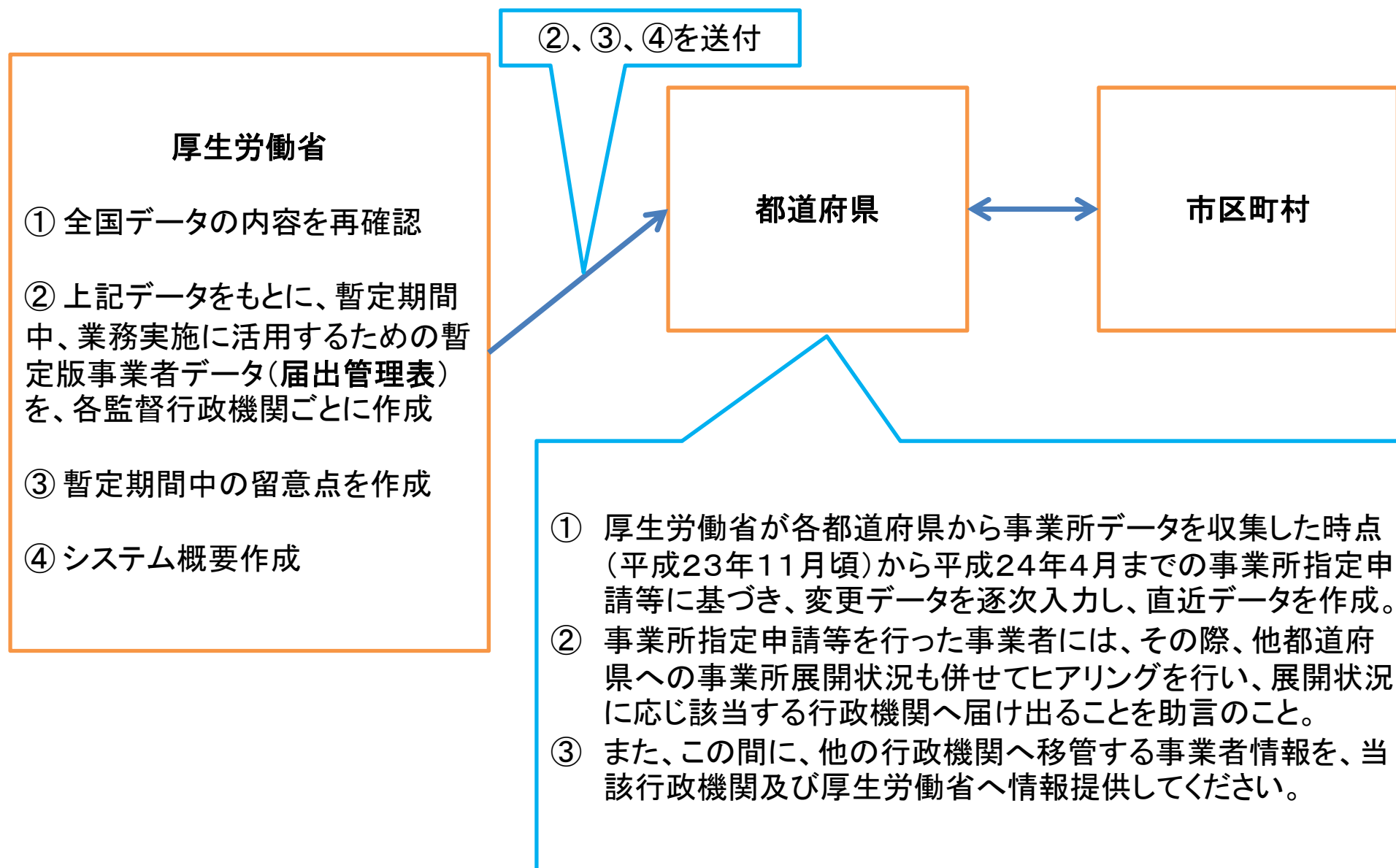
⑤届出管理表の暫定データをシステムに移管 9月

⑥システム運用開始 10月

# 集計データの都道府県への送付、内容確認



## 暫定期間の準備（平成24年4月までの間）





## ※届出管理表の活用 (システム運用開始までの暫定期間(5月~9月)使用)

### ○ 届出管理表とは

- エクセル表形式で作成した事業者届出状況の管理を行うもの
- システム運用開始(10月予定)するまでの間の暫定使用
- システム運用開始にあたっては、当該データをシステムに移管し活用

### 【届出事項の入力等】

- 1 届出事項の確認
- 2 事業者(法人)番号の付与
- 3 届出管理表に届出事項等を入力
  - ① 事業者(法人)番号
  - ② 届出(変更)年月日
  - ③ 法令遵守責任者名
  - ④ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
  - ⑤ 業務執行状況の監査の方法の概要

※ ④、⑤は該当する事業者であり、届出済みのチェックを付す。

# 届出管理表(イメージ)

項番	事業者						業務管理体制の整備に関する届出事項						事業所				
	名称	法人種別	住所	代表者名			事業者(法人)番号	届出(変更)年月日	法令遵守責任者		業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	業務執行の状況の監査の方法の概要	項番	事業所番号	事業所名	サービス種別	住所
				氏名	職名	生年月日			氏名	生年月日							
1	株式会社 〇〇	05:営 利法 人	東京都千代 田区霞が関1 -2-2	東京太郎	代表取締 約社長	昭和30年1 月1日	123456789012 34	平成23年5 月1日	厚生花子	昭和40年1 月1日	提出済	提出済	1	131111111	〇〇訪問介 護センター	居宅介護	東京都千代田 区〇〇
													2	131111111	〇〇訪問介 護センター	重度訪問介 護	東京都千代田 区〇〇
													3	131222222	△△訪問介 護センター	居宅介護	東京都港区 △△
													⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
													100	⋮	□□訪問介 護センター	居宅介護	東京都⋮
2	株式会社 ××	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	1	...	...	...	...
													2	...	...	...	...

# 業務管理体制の確認検査実施要領の概要(案)

## □ 目的

指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に対する都道府県が実施する検査について、基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査水準の確保を図る。

## □ 検査の実施機関

### 1 国

指定事業所等が二以上の都道府県に所在する者、指定医療機関又はのぞみの園

(1) 三以上の地方厚生局所管区域に所在する者

実施機関 厚生労働省

(2) 二の地方厚生局管轄区域(この場合、所在する者の主たる事業展開地域を管轄する地方厚生局)及び当該地方厚生局管轄区域に所在する者

実施機関 地方厚生局

### 2 市町村

次のうち事業所が同一の市町村内に所在する者

- ・指定特定相談支援事業者
- ・指定障害児相談支援事業者

実施機関 市町村

### 3 都道府県

上記以外の者

実施機関 都道府県

## □ 検査の実施

### ・一般検査

全ての業務管理体制の整備が義務づけられた指定障害福祉サービス事業者等の本部等を対象として、原則として立入検査により整備体制の確認を実施。

概ね3年に1回計画的に実施。

〔 ただし、立入検査が不要と認められる場合には、業務管理体制の整備に関する報告等により確認することも可。  
なおその際、報告等が不備、不明瞭な場合は、出頭を求め整備・運用状況を確認する。 〕

### ・特別検査

指定事業所等の指定取消処分相当事案が発生した指定障害福祉サービス事業者等を対象に、立入検査により整備体制の確認を実施。

## □ 行政措置等

### ・改善勧告

適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、期限を定めて改善を勧告。  
期限内に改善勧告に従わなかったときは、公表することも可。



### ・改善命令

正当な理由がなくて改善勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて改善を命令し、その旨を公示。



### ・指定事業所の指定権者への通知

命令に違反したときは、命令違反の内容を当該事業所の指定権者が市町村長である場合には当該市町村長へ通知。

## □ 指定事業所に係る指定権者との連携

検査の実施に当たっては、当該事業所の指定権者が市町村である場合には、当該市町村と密接に連携して実施。